

○福岡女学院看護大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

〔常任理事会事項〕

2015（平27）年3月18日制定

（目的）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学（以下「本学」という。）における職員等の研究活動に関して、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の趣旨に則り、職員等の研究活動における不正行為（以下「不正行為」という。）を防止し、不正行為が行われ、又はそのおそれがある場合の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究の立案・計画・実施・成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされた場合は、不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

2 この規程において「職員等」とは、本学の役員、教員、事務職員、任期付教職員、研究員等をいう。

3 この規程において「調査事案」とは、不正行為調査委員会（以下「調査委員会」という。）において審議、検討が行われる案件をいう。

4 この規程において「告発者」とは、告発等を行う者をいう。

5 この規程において「被告発者等」とは、被告発者及び被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者をいう。

（学長の責務）

第3条 学長は、研究活動の不正行為防止のために研究者への啓蒙活動に努めなければならない。

（研究倫理教育責任者）

第4条 研究倫理教育責任者は、福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程第5条に規定されたコンプライアンス推進責任者をもって充て、所管する部署の職員等に対し、研究活動上の不正行為の防止に関し必要な研究倫理教育及び指導を行うものとする。

（職員等の責務）

第5条 職員等は、高い倫理性を保持し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 職員等は、研究データを5年間保存し、必要な場合には開示しなければならない。

3 職員等は、この規程及びこの規程に基づく研究倫理教育責任者の指導等に従い、又第8条及

び第9条の調査等に協力しなければならない。

(告発窓口の設置)

第6条 不正行為に関する告発等を受け付けるため、本学内に不正行為告発窓口（以下「告発窓口」という。）を置く。

- 2 告発窓口、告発等を受けた時の対応及び告発等の取扱いについては、福岡女学院看護大学公的研究費の取扱い及び不正使用等への対応に関する規程第17条を準用する。この場合において、当該規程中「公的研究費の不正使用」とあるのは、「研究活動の不正行為」と読み替えるものとする。

(調査委員会)

第7条 本学に、調査委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、学長が指名した者があたる。
- 4 委員は次の各号に掲げる者とする。ただし、委員の半数以上は職員等以外で構成しなければならない。
 - (1) 本学の職員等のうちから学長が任命する者
 - (2) 本学の職員等以外の者のうちから学長が委嘱する者
 - (3) 本学の職員等以外の者で、法律の知識を有する者のうちから学長が委嘱する者
- 5 調査委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議、検討及び報告を行う。
 - (1) 不正行為の調査に関すること。
 - (2) その他不正行為に関し必要な事項
- 6 委員の任期は、調査事案に係る措置が終了したときをもって終了するものとする。

(予備調査)

第8条 委員長は、告発等のあった事案について速やかに予備調査を実施する。

- 2 予備調査は、委員長及び委員が指名する若干名の委員をもって実施する。
- 3 予備調査は、告発等のあった事案について委員会が行う調査（以下「本調査」という。）の実施の可否を判断し、告発等受付後、原則として30日以内にその結果を学長に報告する。
- 4 学長は、本調査を行わない場合は、その理由を付記して告発者に通知するとともに、予備調査の資料を保存し、調査事案に係る研究費の資金配分機関（以下「配分機関」という。）又は告発者の求めに応じ開示することができる。
- 5 学長は、告発の有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報が提供され、不正行為があると疑われる場合は、告発等のあった事案に係る予備調査の開始を委員長に命ずることができる。

(本調査)

第9条 委員長は、予備調査において本調査を実施すべきと判断した告発等のあった事案については、前条第3項の報告が行われた日から原則として30日以内に調査委員会を設置し、調査を開始する。

- 2 委員のうち、告発者又は被告発者等と直接の利害関係を有する委員は、本調査に加わること

ができない。

- 3 学長は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し調査を行うことを通知するとともに、調査への協力を求める。
- 4 学長は、本調査を行うことを決定した場合、配分機関及び文部科学省にも調査を行う旨を報告するものとする。
- 5 学長は、本調査を行う委員の氏名や所属を告発者及び被告発者等に通知するものとする。
- 6 告発者及び被告発者等は、前項の通知内容に不服があるときは、通知の日の翌日から起算して14日以内に、学長に対し、理由を付した書面により異議申立てをすることができるものとする。
- 7 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、その内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者等に通知するものとする。
- 8 本調査は、指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、データ等の各種資料の精査及び関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施するものとする。
- 9 本調査に際しては、被告発者等に弁明の機会を与えるものとする。
- 10 本調査の対象は、告発等のあった事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者等の他の研究をも含めることができるものとする。
- 11 調査委員会は、本調査の実施に際し、告発等のあった事案に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとることができるものとする。
- 12 学長は、本調査の実施決定後、調査委員会の調査結果が出るまでの間、告発等のあった事案に係る研究の研究費について、執行を停止する等、必要な措置を講じることができる。

(調査協力義務・説明責任)

第10条 本調査に対しては、告発者及び被告発者等は積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとし、被告発者等が告発内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究の適正な方法及び手続き並びに論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 その他告発等のあった事案に関係する者は、本調査に係る委員会の要請に対し、積極的に協力しなければならない。

(裁定)

第11条 調査委員会は、調査開始後、原則として150日以内に不正行為が行われたか否かを判定し、不正行為が行われたものと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を明らかにする。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、調査を通じて告発等が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨を明らかにするとともに、告発者に弁明の機会を与える。

(報告)

第12条 委員長は、前条第1項の規定に基づき調査委員会が不正行為が行われたものと認定した場合は、速やかに調査結果を学長に報告するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第13条 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者等に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に調査結果を報告するものとする。

2 学長は、悪意に基づく告発との認定があったときは、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知する。

(不服申立て)

第14条 不正行為と認定された被告発者等又は悪意に基づくものと認定された告発者は、調査結果の通知日の翌日から起算して14日以内に委員長に対し、理由を付した書面により不服申立てをすることができる。

2 学長は、被告発者等から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知し、配分機関及び文部科学省に報告する。

3 学長は、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは、被告発者及び告発者の所属機関に通知し、配分機関及び文部科学省に報告する。

4 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の公正性に関わるものである場合には、学長の判断により、調査委員会に代えて他の者に審査委嘱することができる。

5 調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、再調査すべきか否かを決定する。再調査を開始した場合には、不正行為と認定された被告発者等から不服申立てがあったときは原則として50日以内、悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあったときは原則として30日以内に、本調査の結果を覆すか否かを決定し、学長に報告する。

6 学長は、再調査結果を、告発者、被告発者等に通知し、配分機関及び文部科学省に報告する。

(調査結果の公表)

第15条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定されたとき又は悪意に基づく告発と認定されたときは、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある場合を除き、原則として次の調査結果を公表する。この場合において、不正行為と認定された被告発者等又は悪意に基づくものと認定された告発者から公表事項についての意見があるときは、その意見も併せて公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者又は悪意に基づく告発を行った者の氏名及び所属
- (2) 不正行為又は悪意に基づく告発の内容
- (3) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会の委員の氏名及び所属
- (5) 調査の方法及び手順
- (6) その他必要な事項

福岡女学院看護大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

2 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定されたときは、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

(不正行為の防止)

第16条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたと認定されたときは、不正行為防止のため、不正行為と認定された事案について、本学内へ周知する等の必要な措置を講じることができる。

(不正行為に対する措置)

第17条 本学は、不正行為が行われたと認定された場合、不正行為への関与が認定された者及び不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された者に対し、次の各号に定める必要な措置を講ずるとともに、懲戒処分等を行うことができる。

- (1) 当該研究に係る研究費の使用中止等
- (2) 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告
- (3) その他不正行為排除のための措置

2 学長は、前項の規定により必要な措置を講じたときは、配分機関に対して処分内容等を報告する。

(不正行為が無かった場合の措置)

第18条 学長は、不正行為が行われなかったと認定された場合、調査に際してとった措置を解除する。

2 学長は、不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

3 本学は、告発が悪意に基づくものと認定された場合、告発者に対し懲戒処分、刑事告発等を行うことができる。

(守秘義務)

第19条 告発窓口の職員等及びこの規程における不正行為への対応に携わる者は、告発の内容その他不正行為の調査に関する事項について知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。

(事務)

第20条 調査委員会の運営等に関する事務は、経営管理監査室が行うものとする。

(告発者及び被告発者の保護)

第21条 本学は、告発が悪意に基づくものであることが判明した場合を除き、告発者に対し、告発したことのみを理由として、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学は、被告発者に対して相当な理由なしに告発がなされたことのみを理由として被告発者の研究業務の遂行を全面的に禁止し、又は解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

(その他)

第22条 この規程に定めのない事項については、「研究活動における不正行為への対応等に関する

第3編 看護大学 第6章 研究

福岡女学院看護大学における研究活動の不正行為への対応に関する規程

るガイドライン」を参考に、適切に対応するものとする。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、学院常議会の議を経て常任理事会が行う。

附 則 ①

この規程は、2015（平成27）年4月1日から施行する。